

令和2年第8回

# 農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和2年8月31日
- ・ 会場 幡羅公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

# 深谷市農業委員会総会日程

令和2年8月31日(月) 午後2時から  
幡羅公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 38 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 39 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 40 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 41 号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 5) 報告第 42 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 48 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 49 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 50 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 10) 議案第 51 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

5. 閉 会

# 深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和2年8月31日	開会場所	幡羅公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和2年8月31日(月) 午後2時00分			
	閉 会	令和2年8月31日(月) 午後2時25分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	欠	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	欠員	—
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	欠	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
参 与	産業振興部次長兼農業振興課長	杉本 公明			
	農業振興課 農業政策係長	荻野 光雄			
	農業振興課 農業政策係主任	根岸 智子			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和2年第8回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	欠席委員の報告	局 長	<p>本日は、委員24人中、22人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことを報告いたします。</p>
	議長の選出	局 長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
	議事録署名人の署名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号8番、議席番号9番、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
進		議 長	<p>それでは、総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第42号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。</p>
	議案第47条 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	<p>次に、議案書17ページをお開きください。</p> <p>議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>この件に関して、質疑はございますか。</p> <p>(議席番号23番、挙手)</p>
行		議 長	<p>議席番号23番、お願いします。</p>
		23番	<p>議案書の30ページと53ページ、農業法人で整理番号84～87番と整理番号26～28番ですが、例えば整理番号84～87番の場合、今まで約1町経営していたところが新規設定で10町も借りることになっています。急に人数を増やしてそれに対応するようなことまでしてこのような計画を農業委員会に出したのか、それと、整理番号26～28番は9町ばかり今やっているところを8町9反、約9町、合計18町に膨らまして、あちこちから使用貸借と賃貸借でやっているのですが、私が心配しているのは、これだけ急に増やしてそれが正常に耕作ができるかどうかということです。</p> <p>と言いますのは、うちの近くで、岡部の方だか榛沢の方から耕作で来ている方のねぎ畑が相当あるのですが、ねぎだか草なのか分からないのがほとんどなんです。こういう野放図なことをしているのは、見るに見かねないところがあります。</p> <p>そういうところは事務局ではチェックはしていないかと思うのですが、こういう方がどんどん土地を借りてもいいかもしれないですが、そのところ、実際事務局の担当者さんはどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。</p>
状			
況			

会議件名		て ん 末	
議 進 行 状 況		議 長	事務局お願いします。
		事務局	それでは、事務局からお答えをさせていただきます。 今回、皆さんもご覧のとおりものすごい数がでておりますが、これがそもそもなぜかと言いますと、交付金の関係で面積によって補助金がでるといことで、整理番号26～28番においても整理番号84～87番にしましても、今まで相対で裏でやっていたものを表にしたというのが、大体今回出てきているものの大部分なので、急に経営拡大したというよりは、今まで表に出してこなかったものを今回補助金申請の為に地主さんと話をして表に出したというのが大半になりますのでその点をご理解いただけたらと思います。以上です。
		議 長	いいでしょうか。補助金が年で1反あたり5万円出ますよ、と。闇耕作だと出ないからちゃんと出して、と言ったらワーっとみんな手を挙げたということです。 いずれにしても、実際私の近所でも一生懸命作っていらっしゃる方もお出でになります。また作っているんだけど、コロナ禍のなかで予想外なことがいろいろあります。除草剤をまきながら耕うんしてしまい、その時に近隣の野菜にまで除草剤がからまってしまったという話もありましたので、そういった問題がありましたら、随時委員さんについては、声を掛けていただいて、耕作等について指導等していただければありがたいなと思います。
		23番	はい。了解しました。
		議 長	他にはありますでしょうか。よろしいでしょうか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
	議案第48号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書146ページをお開きください。 議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件に関し質疑はございますか。
		議 長	いかがですか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決します。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議	議案第49号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書148ページ、議案第49号「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)  「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
進 行 状 況	議案第50号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書150ページ、議案第50号「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画変更申請承認について」を 議題とします。この件に関し、質疑はございますか。  (最適化推進委員15番、挙手)
		議 長	最適化推進委員15番、お願いします。
		最適化 推進委員 15番	議案書の151ページの整理番号2についてですが、農地を昭和 53年に転用して所有権を移転するかたちになっていますが、それ からさらに40年経ってから計画変更ということで、今度は別の方に 所有権を移転するようなんです、よくわかりませんが、農地 を転用した場合に、許可が出た後3ヶ月以内に着工しなければ いけないというなかたちになっていて、そういうのはよく聞く のですが、この件については、さらに40年経った後に、令和2年に 計画変更が出ていると、さらにその次にはその土地をまた他の人に 転売するようかたちになっているのですが、いずれにしても、私の 質問につきましては、一度農地を転用し、また別の人譲り受けた わけですが、こういうことがまかり通るのでしょうか。
		議 長	事務局、お願いします。
		事務局	事務局よりお答えいたします。 まず、本来は転用されたものにつきましては、3ヶ月経ってどのくら い工事が進んでいるかの進捗状況を報告し、6か月を過ぎたもの に対しては、取消の対象にはなるのですが、実際にそれに基づいて 取り消す例はないです。そのままずっときて、新たに今回出された ものについて、それが前のものが出てなかったものとしてみたとき に、問題がないものであるならば、それはもう計画変更として認め ることになっています。駄目だよという原因がないということです。 それで、ずっときたものが今ここで、改めて計画変更ということで 出されたというかたちになります。
		議 長	最適化推進委員15番、いかがですか。

会議件名		て ん 末	
会 議	最適化 推進委員 15番	最 適 化 推 進 委 員 1 5 番	<p>そういう法律的なことはわからないので、そうですかといしか言えないのですが、一般的には農地を宅地にするという、今回の場合は借家住まいで手狭なため住みやすくするので、ぜひ農地をこのようなかたちで転用したいという申請が出ていて、40年も経った後に、こういったかたちでまかり通るのかどうか、その辺のところがよくわかりません。40年というと、本当にオギャーと生まれた子がお父さん、早い人はおじいちゃんになってしまうわけですけれども、そのくらいの長い期間であるので、それがまかり通るのかなど。その辺のことがわかりません。法律上で通るのであれば、それで結構です。以上です。</p>
		議 長	では、局長お願いします。
進 行	最適化 推進委員 15番	局 長	<p>はい。この方の場合です、公務員ということで、寄居の警察署に当時勤務していた警察官でした。寄居の警察署に通うのにちょうどいいということで花園に家を建てようということで、畑を買って農地転用をして名義変更もしたわけですが、そうしたら県南の方に転勤になってしまって、そちらの方に住まいを移してそのままいつかは県北の方へ転勤になるかなと思っていたら、ずっと県南の方だけで終わってしまってその後定年退職されています。今実際75歳になってしまっています。県南の方にずっと住んでいましたので、子どもも向こうの学校を出て、生活圏も向こうになってしまったので、こちらに家を建てるのを断念したというのが、この方の経緯でございます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、今度新しい所有者の方が今現在この畑を買って家を建てたいといった申請があった場合、許可になるのかならないかということですが、これは許可になる案件でございます、同じ住宅ということでやむを得ないということであり、原則的には、こういった場合には元の計画者の方が家を建てないとなったら、元の畑の所有者にこの人が家を建てるのを諦めたので、返すので畑として使いませんかと声を掛けることになっているのですが、一番最初の持ち主の方に今更返しますよと言われてもお金も使ってしまったし、返すお金もないしということで、今更畑を返してもらっても困るよというのが現状であります。それなので、計画変更を認めざるを得ないということで今回議案として提出させていただいた経緯がございますのでよろしく願いいたします。</p>
		議 長	ただいま局長から説明がありましたが、よろしいでしょうか。
状 況	最適化 推進委員 15番	最 適 化 推 進 委 員 1 5 番	<p>はい。了解しました。</p>
		議 長	<p>ひとつは、農転をかけて畑から宅地になったのが、かつてあったんですが、ある特別養護老人ホームが申請した土地が5条転用許可になったと。ところが買ったはいいが税金ももたないから農地に編入したいというのがありました。なかなか許可をもらって家が建つよといったところ、銭がうんぬんかんぬんで元に戻せるかといったらさっきも局長がおっしゃった通り、家庭事情といいますが、そういう部分ではやむを得ないのではないかと感じております。</p> <p>ほかに質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)  「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
	議案第51号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書152ページ、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)  「異議なし」のため本件は原案どおり決します。
		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上をもちまして、令和2年第8回定例総会を閉会いたします。